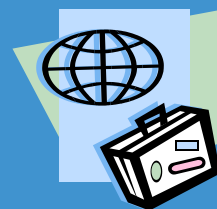


「愛媛労働局雇用保険電子申請 事務センター」のご案内

～平成30年10月1日から更に便利に～



雇用保険の電子申請について、平成30年9月1日から、先行してハローワーク松山管内、10月1日から、愛媛県全域の事務処理を電子申請事務センターで行います。

一部申請は、引き続き管轄のハローワークで行いますので、お手数ですが担当業務及びお問い合わせ先は、第2面をご覧ください。

【 電子申請の便利な点 】

- 365日いつでも、パソコンにより、どこからでも申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- ハローワーク等への届出書にはマイナンバーの記載が必要ですが、その個人情報の安全管理にも適しています。
- ハローワークまでの移動時間や待ち時間が無くなることから、時間や経費の節減になります。
- **電子署名機能が付与されたマイナンバーカードを「電子証明書」として利用でき、利便性が向上しました。**

※雇用保険電子申請は、インターネットを用いて各種手続きを行うことです。

電子申請手続きの流れ及び準備等については、第3面をご覧ください。詳細は、電子政府の総合窓口【e-Gov】のホームページ <https://www.e-gov.go.jp/> をご確認ください。

また、雇用保険電子申請に係る資料として、「雇用保険関係手続の電子申請について」を掲載しております。

電子政府の総合窓口

【イーガブ】
e-Gov

e-Gov

検索

愛媛労働局雇用保険電子申請事務センター

〒790-8538

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階(職業安定部職業安定課内)

TEL: 089-900-5815

FAX: 089-900-5817

開庁時間 : 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)



雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先

電子申請に関するお問い合わせや電子申請後に訂正が必要となった場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

電子申請が可能な手続		担当業務・お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する 手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する 手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票、期間等証明書の交付を含む)	○	
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者氏名変更届	○	
	雇用保険個人番号登録・変更届出書	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
雇用継続給付に関する 手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢再就職給付金)の申請	○	
	雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請	○	
	雇用保険介護休業給付(介護休業給付金)の申請	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書/所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	

<ご注意ください>

- 電子申請の申請先は、従来と変更なく管轄のハローワークとなりますので、電子申請画面(基本情報画面)の申請先は、管轄のハローワークを選択してください。
- 雇用保険被保険者資格取得届において「喪失未処理」・「6ヶ月以上経過した遡及確認」等の場合は、今までどおり管轄のハローワークが対応いたします。
また、離職票の訂正・補正の手続き等についても、管轄のハローワークが対応いたします。
- 事務処理の統一化に伴い、新たな確認書類の添付を依頼する場合があります。

電子申請手続には、e-Govウェブサイトへアクセスして事前の準備が必要です

①準備

詳細は、
下記を
ご参照
ください

②手続の
検索

・e-Govに
アクセス

③入力作業

・基本情報
・届出様式
・添付書類

④電子署名
付与～送信

⑤e-Gov
に到達
⑥状況の
確認

⑦返戻
公文書
ダウン
ロード

下の6つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

➡ 推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 Javaを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請に必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。

➡ Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html>

チェック 3 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。
公的個人認証(マイナンバーに搭載された電子証明書)も利用できます。
(マイナンバーカードを利用する場合には、別途ICカードリーダーが必要です。)

➡ 電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

➡ 「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

➡ 「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム(無料)をインストールします。

➡ 「電子申請用プログラムのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>